

■高山東西線等のルート検討

1.高山東西線比較検討表

	平成 18 年度案	平成 21 年度案	平成 29 年度案 中間ルート
ルート検討図			
道路整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路造成(切土区域)：道路通過エリアの単独施行で道路造成(発生土処理)可能。但し、道路位置は尾根の中央となるため切土範囲が広く、事業費が大きくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路造成(盛土区域)：他区域の面整備と併せて造成しないと道路基盤が整備できない。(尾谷川流域、富雄川流域、山田川流域からの発生土が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路造成(切土区域)：道路エリアの単独施行で道路造成(発生土処理)可能。また、道路位置は、尾根の南側を通過するため、平成 18 年度案より土工量は少ない。</li> </ul>
沿道整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成バランス：権谷川流域内でバランス可。中村川流域発生土は山田川流域(2)へ</li> <li>沿道整備範囲：道路両側に整備可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成バランス：権谷川流域内で造成バランスするが、山田川流域(2)内は盛土エリアのため、他の面整備と併せて造成する必要がある。(尾谷川流域、富雄川流域、山田川流域からの発生土が必要)</li> <li>沿道整備範囲：道路片側だけの整備(高圧線、住宅地による制約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成バランス：権谷川流域内でバランス可。中村川流域発生土は山田川流域(2)へ</li> <li>沿道整備範囲：道路両側に整備可</li> </ul>
各案のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路のみの単独施行は可能、但し道路の切土区域は、地形上広範囲となるため他の案より事業費が大きい。</li> <li>道路両側に沿道利用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区域の面整備と併せて造成しないと道路整備や沿道整備ができない。</li> <li>道路片側だけの沿道利用となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路のみの単独施行は可能で、他の案より事業費は安価となる。</li> <li>道路両側に沿道利用が可能</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地区南端エリアの造成</li> <li>山田川流域(1)の発生土は、最大約 100 万 m<sup>3</sup> で山田川流域(2)へ搬出</li> <li>富雄川流域の発生土は、最大約 66 万 m<sup>3</sup> で山田川流域(2)へ搬出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 高山地区第 2 工区全体の造成可能面積を約 180ha と仮定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 権谷川流域及び山田川流域(2)の南側は高圧線、住宅地により制約を受ける。</li> </ul>

2.高山南北線：既存の芝庄田線を延伸し、中村川流域造成可能範囲のほぼ中央にルート選定し、県(府)道生駒井手線等(高山北廻り線)に接続する方向で検討

3.高山北廻り線：今後、土地利用計画にあわせ必要性も含め検討